

## 国民健康保険被保険者証廃止後の取扱いについて

### 1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和6年12月2日以降、健康保険証は廃止されるため、本市の国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）については、令和6年12月1日の一斉更新時に交付するもので最後となる。

12月2日以降、新たに国民健康保険に加入する場合、マイナ保険証保有者には「資格情報のお知らせ」を、保有していない被保険者には「資格確認書」を交付する。

#### 【参考】

##### ■資格情報のお知らせ

- ・対 象      マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録をしている方
- ・サ イ ズ      A4版
- ・有効期限      なし（70～74歳のみ、最長1年間）
- ・そ の 他      国保資格新規取得時や負担割合変更時（70～74歳）に交付。  
マイナ保険証が医療機関等でオンライン確認できない場合に、マイナ保険証と併せて提示することで、保険診療を受けることができる。

##### ■資格確認書

- ・対 象      ○マイナンバーカードを保有していない方  
                 ○マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・サ イ ズ      カード型（現行被保険者証と同サイズ）
- ・有効期限      最長1年間

## 2 一斉更新する被保険者証の有効期限について

これまでの被保険者証の有効期限は11月30日としていたが、70～74歳の被保険者に交付している高齢受給者証（以下「高齢証」という。）の有効期限である7月31日に統一することで、全ての被保険者に対し、一斉に「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」を交付することが可能となり、被保険者にとってシンプルかつ分かりやすい通知となる。

令和6年12月1日に交付する被保険者証の有効期限を、令和7年7月31日とする。

※ 今回の被保険者証の有効期限をこれまで同様11月30日とした場合、70～74歳の被保険者の負担割合を8月1日に更新することから、「高齢証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を7月に再度交付することとなり、何度も資格確認書等が届くことで混乱が生じることが予想される。

### ■有効期限 R7.7.31の場合

	R6.7.31	R6.11.30	R7.7.31	R7.11.30	R8.7.31	R8.11.30	R9.7.31
被保険者証	被保険者証		被保険者証				
高齢証	高齢証						
	※所得判定あり						
資格情報のお知らせ (マイナ保険証あり)	通知 (12/2以降加入者)		通知 (全員) ※以降負担割合変更時に適宜通知				
どちらかを発行	資格確認書 (12/2以降加入者)		資格確認書 (全員)		資格確認書 (全員)		
資格確認書 (マイナ保険証なし)							

### ■有効期限 R7.11.30の場合

	R6.7.31	R6.11.30	R7.7.31	R7.11.30	R8.7.31	R8.11.30	R9.7.31
被保険者証	被保険者証		被保険者証				
高齢証	高齢証			高齢証 (12/1までの加入者)			
	※所得判定あり						
資格情報のお知らせ (マイナ保険証あり)	通知 (12/2以降加入者)		通知 ※割合記載のため更新の必要あり		通知 (全員) ※以降、負担割合変更時に適宜通知		
どちらかを発行	資格確認書 (12/2以降加入者)		資格確認書 ※割合記載のため更新の必要あり		資格確認書 (全員)		資格確認書 (全員)
資格確認書 (マイナ保険証なし)							